

研削盤、バフ盤を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
1999	8	8 ～ 9	インゴット(シリコン製の棒状のもの)を全自動外周研削機で研削する作業を行っていたところ、インゴットを掴んで研削場所まで運ぶ同機械のローダーのマニプレータとインゴット及びインゴットを載せたパレット(架台)との間に挟まれた。	11403	7	300 ～ 499
1999	10	10 ～ 11	鉄骨平屋建新築工事の内装作業において、高さ1.6mの足場上でベビーサンダーを使用して天井吊りエアコンのために鉄製軽量下地を切断中に、ベビーサンダーが跳ね返り首右頸動脈を切断した。	30209	8	1～ 9
2000	8	14 ～ 15	工場に機械を設置する工事において、ローラーコンベアー(床上60cm)上で手持ち式グラインダーにより溶接余盛を削っていたときに、グラインダー砥石が左上腕部の長袖作業着に巻きつき、左腕に切り傷を負い、次いで床面に転落した。	30302	90	1～ 9
2002	6	9 ～ 10	研磨工場において研磨機の脇でスイッチを点検中に、回転していた砥石が破裂して腹部に当たった。	11203	4	10 ～ 29
2002	6	9 ～ 10	携帯用グラインダーにワイヤーブラシを取り付けて錆びた手斧の歯を磨いていたときに、マスク代わりに顔に巻いていたTシャツがワイヤーブラシに巻き付いて首が絞まった。	30110	7	10 ～ 29
2002	7	10 ～ 11	フッ素樹脂を入れるステンレスタンク（縦・横1250mm、深さ1690mm）を横に寝かせた状態で、タンク内のバフ掛け作業を行っていた感電死した。	11209	13	1～ 9

2003	3	13 ～ 14	工場建設工事において、1階の天井に点検口を設置するため、脚立に乗って可搬式グラインダーで天井ボードに約50cm四方の開口部を開ける作業を行っていて、グラインダーの歯が割れ破片が被災者に当たり、脚立から墜落した。	30201	4	1～ 9
2003	8	7 ～ 8	工場内の鋼板製定盤上で、溶接修理後のドラグ・ショベルのブーム部品を可搬式電気グラインダ（対地電圧100V）を使用して研磨しようとして、スイッチを入れたときに感電した。	11209	13	10 ～ 29
2003	11	14 ～ 15	ガス溶断した鋼板の切断面に電気ディスクグラインダーをかけていたときに、回転したままのグラインダーの砥石が右大腿部に接触し大量に出血した。	11009	8	10 ～ 29
2004	5	8 ～ 9	エアコンのコンプレッサーの部品であるスクロールの硬さを検査（ロックウェル硬さ試験）するために、左手でスクロールを持ち、右手で手持ちグラインダーを持ち、スクロールの表面を研削しているときに、誤って手持ちグラインダーで切った。	11209	8	10 ～ 29
2008	8	16 ～ 17	被災者は、バイスで固定されたバルブ部品をエアーグラインダーでバリ取り作業を行っていたところ、エアーグラインダーに取り付けていた研削といし（レジノイド、径180mm）が破裂して割れた研削といしが被災者に当たり死亡した。	11002	4	50 ～ 99
2010	5	8 ～ 9	工場内の金属製品加工場において容器の部品（鏡板）の開先部分を仕上げ作業を携帯式グラインダを使用して被災者1人で行っていた。作業開始後約20分後に他の作業者が容器の部品付近で首から血を流して倒れている被災者を発見したもの。被災者は携帯式グラインダにより開先部分の研磨を行っていたものと考えられ、被災者が使用していたグラインダーの回転している研削といしが、転倒もしくはバランスを崩した際に被災者の首に接触したもの。	11209	8	10 ～ 29
		14	被災者は2階にある男子用トイレの窓枠を撤去するため、建屋の外部足場上で可搬式グラインダを使用して窓枠の切断作業を行っていた。被災者の横で同様の作業をしていた他の労働者が被災者の「痛い」という声			1～

2010	6	～ 15	を聞いて確認したところ、被災者は外壁にある耐震ブレスにもたれかかった状態となっているところを発見された。使用していたグラインダーに漏電があり感電したとみられる。	30309	13	9
2010	8	～ 12	工場内において、被災者はグラインダーを使用し、金属製品（油圧プレスのタンク）の研磨作業を行っていた、被災者が当該金属製品の側で倒れていることを、同僚が発見。病院に救急搬送されたが4日後に死亡した。被災者の左胸及び左脇の下に火傷痕があったことから、グラインダーの金属ケースから漏電し、感電したとみられている。	11209	13	1～ 9
2010	11	～ 14	13 会館事務所の改修工事において、既設の窓を新しい壁の窓として流用するため、窓枠と柱との取付けされた鉄筋を切断しようとグラインダーを使用していたところ、グラインダーが反発してグラインダーの砥石が被災者の胸に接触して死亡した。	30201	8	1～ 9
2011	8	～ 17	16 加工工場にあるショットブラストのショット玉を運搬するベルトが切断したので、被災者は修理の段取りを行うため、ショットブラスト本体下部のカバーを開ける作業をピット内で行っていた。被災者が電動グラインダーでカバー横のナットを1本切断した後、2本目を切断しようと歯を交換しグラインダーを左手に持ったところ、グラインダー本体が漏電していたため感電し、死亡したもの。	11501	13	10 ～ 29
2012	8	～ 17	16 被災者は事業場内で手持ち式のグラインダー（ベビーサンダー）を使用し、鉄パイプの研磨作業を行っていたが、誤って感電し、救急搬送先の病院で死亡した。	11209	13	10 ～ 29
2012	9	～ 10	9 ボイラー室内の配管を取り替える工事において、被災者とは他1名で銅製の既存配管を切断する作業を行っていた。被災者は、貯湯槽上で電動式の可搬式グラインダーを用いて配管を切っていたところ、配管上に倒れ込んだ。	30302	13	10 ～ 29
2013	6	～	7 被災者は、鋳物製品（ポンプのケーシング直径35cm・自重18.7kg）のバリ取りのため、卓上グラインダーを用い研磨作業を行って	11209	4	1～ 9

		8	たところ、砥石が割れ、その破片が被災者の胸部に当たった。			
2015	7	14 ～ 15	被災者が研削盤を用いて、カーボン製品（縦20センチ、横8センチ、厚さ1センチの板状もの）の厚みを薄くするために、研削と石の側面を用いて研削作業を行っていたところ、と石が破裂。と石の破片が製品のいずれかが被災者の胸を直撃した。被災者は、災害発生後から約2時間半後、搬送先の病院で死亡した。	10909	4	1～ 9
2016	9	3 ～ 4	被災者は一人で災害発生前日の午後10時頃より、バフ研磨機M2とM3を稼働させて、自動車のサスペンション部品の一つであるボールスタッドの球面研磨を行っていたが、自動運転のM3（円形テーブル（直径約150センチ）が回転して5カ所で順に研磨、拭き取りを行う）での球面研磨中に、M3の製品排出部分とテーブルの突き出た凸部分に身体を巻き込まれた状態で、午前3時頃発見された。	11502	7	100 ～ 299
2020	8	16 ～ 18	被災者は、といしの直径18cm用の携帯用研削盤を用いて、卓上に置いた金属部材を研磨していたところ、回転中の研削といしが右上腕部に当たって切創し、出血多量で倒れているところを他の労働者に発見されたもの。	11209	8	10 ～ 29
2020	4	14 ～ 16	工場の作業場で、紙パルプ製造機器の部品である取入フランジの内側（内径）をホーニング研削盤を操作し研削中、作業椅子から立ち上がった際によろけ、当該研削盤の回転軸（上部の直径4cm・長さ26cm、下部（下端に回転砥石ヘッド装着）の直径2cm・長さ32cm）に左肘内側が触れ、軸の上下を繋げる留め具の頭にかかって巻き込まれた作業服により首が絞められた。心肺停止状態で病院搬送後、翌日に死亡を確認。	11301	7	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html